

熊谷市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和7年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 新島一英

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査準拠基準及び監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第3号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体 公益社団法人熊谷市シルバー人材センター

(2) 所管課 産業振興部企業活動支援課

(3) 財政援助

令和5年度 シルバー人材センター推進事業補助金 40,000,000円
(シルバー人材センター推進事業補助金交付要綱)

(4) 対象事務

財政援助団体に係る出納その他の事務について(令和5年度)

3 監査の着眼点

(1) 財政援助団体関係(公益社団法人熊谷市シルバー人材センター)

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

キ 実績報告は適正に行われているか。

ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

ケ 公印の管理は適切か。

コ 定款並びに経理規程等諸規定は整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。

(2) 所管課関係(産業振興部企業活動支援課)

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- キ 補助金交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- ク 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、リスクを考慮し、財政援助団体の事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 財政援助団体（公益社団法人熊谷市シルバー人材センター）

- (ア) 定時総会招集通知
- (イ) 定時総会議事録
- (ウ) 事務規程第14条に定める書類
文書管理台帳、文書保存台帳、電報・小包收受簿、郵便切手受払簿、金券等整理簿、起案用紙、ファイル基準表
- (エ) 財務規程第8条に定める書類
主要簿（仕訳帳、総勘定元帳）、補助簿（現金出納帳、預金出納帳、収支予算の管理に必要な帳簿、固定資産台帳、会費明細帳、その他の補助簿（補助金の管理に必要な帳簿））
- (オ) 財務規程第23条に定める領収書
- (カ) 財務規程第47条に定める帳簿
備品台帳、消耗品受払簿、材料品受払簿、その他の物品受払簿
- (キ) 残高証明書
- (ク) シルバー人材センター推進事業補助金に関する書類

イ 所管課（産業振興部企業活動支援課）

シルバー人材センター推進事業補助金に関する書類

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、熊谷市シルバー人材センター本部事務所、江南行政センター会議室 A

(2) 監査期間

令和7年1月15日から令和7年2月19日まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のと

おり改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 公益社団法人熊谷市シルバー人材センター

ア シルバー人材センター推進事業補助金の実績報告書について、当該補助金交付要綱第5条に定められた期限を大幅に超過し提出されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

イ 熊谷市シルバー人材センター事務規程に定められた簿冊について、備えられていないものがあつたので、当該事務規程第14条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

ウ 物品（材料品等）の在庫管理が適切に行われていなかったため、熊谷市シルバー人材センター財務規程第47条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(2) 産業振興部企業活動支援課

シルバー人材センター推進事業補助金について、実績報告書が当該補助金交付要綱に定められた期限を過ぎても提出されないことに対して、団体への指導が行われていなかったため、適正に指導監督を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 規程の見直しについて

現在は使用する機会がないが、必要な簿冊として規程に記載されているものがあつたので、規定の内容が現状に即したものとなるよう、見直しを検討されたい。

(2) 適正な予算の作成について

予算額と決算額とで大きな乖離があるものが見受けられたため、内容について精査し、適正な予算作成を行うよう努められたい。